

## 葛尾村地域おこし協力隊募集要項【特産品(胡蝶蘭)】

活動内容	<p><b>本村は、東日本大震災及び原子力災害による全村避難から一日も早い復興をめざしています。</b></p> <p><b>そこで、村の資源や特性を生かした特産品の栽培、出荷等を通じ、村の魅力発信、活力向上の担い手となる地域おこし協力隊を募集します。</b></p> <p><b>【活動内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・村の特産品（胡蝶蘭）の栽培及び出荷</li><li>・胡蝶蘭栽培施設の管理</li><li>・経営マネジメント支援</li><li>・販売促進に向けたPR活動</li><li>・ホームページ、SNS等を活用した情報発信</li><li>・その他、村長が必要と認めた活動</li></ul>
募集対象	<p>次の要件をすべて満たす方</p> <p>(※1)①都市地域若しくは一部条件不利地域<small>(※2)</small>（条件不利区域を除く）に居住する（住民登録がある）方、又はこれまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解職から1年以内である方で、採用後葛尾村に住民登録をし、生活の拠点を移すことが可能な方</p> <p>※1 「<b>都市地域</b>」とは、次の（ア）から（キ）のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村以外の市町村とする。</p> <p>（ア）過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、 （イ）山村振興法、（ウ）離島振興法、（エ）半島振興法、（オ）奄美群島振興開発特別措置法、（カ）小笠原諸島振興開発特別措置法、（キ）沖縄振興特別措置法</p> <p>※2 「<b>都市地域</b>」に該当しない市町村のうち、過疎地域に該当する市町村（一部過疎を除く）、（オ）から（キ）の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村以外の市町村を「<b>一部条件不利地域</b>」とする。</p> <p>※3 「<b>一部条件不利地域</b>」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域を「<b>条件不利区域</b>」とする。</p> <p>※詳しくは、総務省地域おこし協力隊のページをご覧いただくな葛尾村復興推進室へお問い合わせください。</p> <p style="text-align: center;"><a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000610490.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000610490.pdf</a></p> <p>②地域住民と積極的に協働できる方 ③普通自動車運転免許を有し、運転業務に支障がない方 ④心身とも健康で誠実に職務が遂行できる方</p>

	<p>⑤ワード、エクセル、パワーポイントの基本的な操作ができる方</p> <p>⑥次のいずれにも該当しない方</p> <p>ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（地方公務員法第16条第1号）</p> <p>イ 葛尾村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者（地方公務員法第16条第2号）</p> <p>ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者（地方公務員法第16条第3号）</p> <p>エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者（地方公務員法第16条第4号）</p> <p>オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p>
募集人数	1名
勤務地	葛尾村内
勤務時間	原則：1日7時間45分 週5日勤務（勤務する曜日の割り振りは採用後に行います）
雇用形態 及び 雇用期間	<p>①葛尾村地域おこし協力隊として村長が委嘱します。</p> <p>②葛尾むらづくり公社などで雇用され、胡蝶蘭の栽培、出荷等を行っている事業所等に派遣し、活動いただきます。</p> <p>③任用期間は委嘱の日から最長3年間まで。勤務実績等により1年ごとに再度任用します。</p>
給与・賃金等	月額187,000～237,000円（経験等に応じて設定）、賞与年2回
待遇 及び 福利厚生	<p>①住居は雇用先が用意し、家賃を負担します。</p> <p>②健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。</p> <p>③年次有給休暇、夏期休暇、特別休暇（有給・無休）があります。</p> <p>④必要に応じて資格取得の試験や講習会等への参加費を負担します。</p>
募集期間 及び 勤務開始	<p>募集開始：令和8年1月～</p> <p><u>※一定数の応募があった時点で、選考会を実施し合否判定を行います。</u></p> <p><u>勤務開始：令和8年2月上旬から随時</u></p>
応募方法	別に定める応募用紙に必要事項を記載し住民票と一緒に提出してください。（郵便可）

審査方法	1次選考 書類選考の上、結果を全員に文書で通知します。 2次選考 1次選考合格者に面接を行い、合否を文書で通知します。 (選考会にかかる交通費等は応募者の負担となります。)
問合せ先 及び 郵送先	葛尾村役場 復興推進室 (担当者: 佐々木) 〒979-1602 福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合 1 6 TEL:0240-23-5200 FAX:0240-29-2123 Email hukkoutaisaku@vill.katsurao.lg.jp